

お知らせ
&ご案内
9月全国一斉『子どもの
人権110番』
強化週間のお知らせ

松山地方法務局及び愛媛県人権擁護委員連合会では、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として次のとおり電話相談を実施します。

相談内容

いじめ・体罰・児童虐待など、子どもの人権問題に関するあらゆる相談（予約不要・無料・秘密厳守）

日時

○平成19年9月17日(月)か
ら平成19年9月21日(金)
午前8時30分～午後7時
○平成19年9月22日(土)か
ら平成19年9月23日(日)
午前10時～午後5時

電話番号

フリーダイヤル

0120-0007-110

携帯電話からの相談も可能

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員
詳しくは、松山地方法務局
までお問合せください。
TEL 089-932-0888

検察審査会制度について

検察審査会制度は、各市町村の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員が検察官の不起訴処分およびしあしを審査するという制度です。あなたも審査員に選ばれることがあります。犯罪の被害にあった人、犯罪を告訴、告発した人で検察官がその事件を起訴しないこと（裁判にかけてくれない）に不服のある方は、だれでも検察審査会に申立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます（ビデオ映画の貸出しも行っています）。

問合せ先

〒794-8502
今治市常盤町4丁目5-3
松山地方裁判所今治支部内
今治検察審査会事務局
TEL 0897-23-0011

日本司法支援センター
『法テラス』開設

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービ

スを全国どこでも受けられるよう、全国に50カ所以上の事務所を置き、現在、次の業務を取り扱っています。

法的トラブルを解決するのにどんな方法があるのかわからない、どこに相談すればよいかわからない、といったときは、法テラスまでお気軽にお電話ください。

○情報提供

法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

○民事法律扶助

資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え

○司法過疎対策

弁護士がいらないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供

○犯罪被害者支援

被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供

○国選弁護関連業務

国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

■「法テラス」の問合せ先

(一般相談電話番号)
0570-078374
(ホームページ)
<http://www.houterasu.or.jp>
松山市一番町4丁目1番11号

共栄興産一番町ビル4F
日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛）
TEL 050-3383-5580

平成19年度
環境カウンセラーの募集について

住民活動や事業活動の中で環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有しその知見や経験に基づき住民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う環境カウンセラーを下記のとおり募集します。

【応募資格】

○地域の環境保全活動に積極的に関わった経験（例えば自然観察指導員等として住民等を対象とした環境学習講座、自然観察会等の運営や講師の経験）を平成20年3月31日時点で5年以上有する（または有する見込みである）こと。
○市民団体、各種教育機関等で環境保全に携わった経験を平成20年3月31日時点で5年以上有する（または有する見込みである）こと。

○地方公共団体等の委嘱による環境アドバイザー等としての活動経験を平成20年3月31日時点で3年以上有する（ま

たは有する見込みである）こと。

【選考方法】

経歴等を記載した申請書及び指定されたテーマに沿った論文による書面審査、そして面接審査に合格することが必要です。面接審査に合格された方は、環境大臣から「環境カウンセラー登録証」が交付されます。なお、登録期間は3年間です。

【募集期間】

平成19年9月1日(土)～
9月30日(日)まで

詳しい応募方法および内容については、左記ホームページまたは左記連絡先にて、ご確認ください。

◇環境カウンセラーホームページアドレス：
<http://www.env.go.jp/policy/counsel/index.html>

◇環境カウンセラーに関する問合せ先
環境省総合環境政策局環境教育推進室

TEL 03(3581)3351
FAX 03(3580)9568



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求期限のお知らせ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限は平成20年3月31日までです。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。

対象となるご遺族の方でまだ請求されていない方は、下記請求窓口へ問合せの上請求してください。

■給付内容

額面40万円、10年償還の記名国債

■請求窓口

各総合支所 住民課まで

愛媛県計量検定所から”はかり”の定期検査のお知らせ

取引又は証明に「はかり」を使用されている方は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールの無いはかりは原則として使用できません。なお、ヘルスメーター、キッチンスケール等を家庭内で使用している場合は、検査の必要はありません。上島町では以下

の日程で検査を行いますので受検してください。

下の日程で検査を行いますので受検してください。

■日時・場所

○魚島地区10月2日(火)
12時25分～12時55分
魚島開発センター

○生名地区10月3日(水)
9時～11時30分
生名開発センター

○弓削地区10月3日(水)
13時～16時
弓削総合支所

○岩城地区10月4日(木)
10時～12時
岩城生活文化センター

魚釣りは電線にふれないところぞい！

感電事故防止のため、次のことに注意しましょう。
○電線のない安全な場所で行いましょう。

○電気をおしやすしいカーボン製の釣竿は特に危険です。グラスファイバー製や竹竿の場合も、水に濡れていると感電することがあります。

○もし、釣竿・釣糸が電線に引っかけた時は、自分で取ろうとせずに、すぐに中国電力へご連絡ください。

■中国電力(株)尾道営業所

尾道市栗原町5908-1

TEL 0120-0512-1167

9月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(土)	中	1:11	385	13:34	392	7:24	45	19:47	64
2(日)	中	1:46	369	14:20	378	8:02	45	20:29	96
3(月)	中	2:23	348	15:14	356	8:45	54	21:18	132
4(火)	小	3:05	322	16:21	331	9:36	70	22:20	167
5(水)	小	3:59	294	17:51	315	10:40	89	23:54	192
6(木)	小	5:19	272	19:31	318	-	-	12:09	101
7(金)	長	7:03	268	20:49	335	1:54	189	13:47	95
8(土)	若	8:30	284	21:45	354	3:13	166	15:02	78
9(日)	中	9:32	309	22:27	368	4:03	140	15:57	60
10(月)	中	10:20	333	23:03	376	4:42	115	16:42	49
11(火)	大	11:02	351	23:34	376	5:15	95	17:21	46
12(水)	大	11:38	363	-	-	5:46	81	17:55	52
13(木)	大	0:02	371	12:12	366	6:14	72	18:27	66
14(金)	大	0:27	360	12:44	362	6:40	69	18:55	85
15(土)	中	0:50	347	13:15	353	7:05	71	19:22	108
16(日)	中	1:11	333	13:46	339	7:29	76	19:48	133
17(月)	中	1:31	317	14:20	322	7:55	84	20:15	157
18(火)	小	1:52	301	15:01	303	8:23	95	20:47	182
19(水)	小	2:15	283	15:59	284	8:59	109	21:34	206
20(木)	小	2:45	264	17:35	273	9:52	125	23:15	222
21(金)	長	3:50	243	19:26	282	11:22	137	-	-
22(土)	若	6:32	238	20:33	304	2:07	210	13:18	131
23(日)	中	8:08	261	21:17	327	3:02	182	14:36	108
24(月)	中	9:06	296	21:54	349	3:37	149	15:29	83
25(火)	中	9:53	332	22:27	366	4:08	116	16:13	60
26(水)	大	10:34	365	23:00	378	4:40	84	16:53	45
27(木)	大	11:14	391	23:33	382	5:12	56	17:32	40
28(金)	大	11:55	407	-	-	5:45	33	18:10	45
29(土)	大	0:06	380	12:36	411	6:20	20	18:49	60
30(日)	中	0:40	370	13:19	403	6:56	16	19:30	84

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



平成19年10月1日に就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民の普段の就業・不就業の状態を調べるため、総務省(上島町)が行うものです。調査の対象となった世帯には、9月下旬に統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

飼い主としてのルールを守りましょう

犬を正しく飼っていますか？

飼い主は、他人に迷惑をかけたり、危害を加えることのないように十分な管理としつけをして、責任ある飼い方をしましょう。

◎フンの始末は飼い主の責任です

最近、道路や公園・海岸などに犬のフンが放置され、非常に迷惑しているとの苦情が寄せられています。散歩させるときは、必ずスコップと袋を持って、自宅に持ち帰り、自分で処理をしましょう。犬を飼う上での最低限のマナーです。

また、他人の塀や門に排尿（マーキング）させるのはやめましょう。マナー違反です。なるべく散歩前に排泄させるしつけをして、他の人に迷惑をかけない散歩を心がけましょう。

◎犬は放さない

放し飼いは条例で禁止されています。どんなにしつけをされた犬でも、飼い主の管理を放れると、予測のできない事故や問題を起こすことが考えられます。

犬はつないで飼い、散歩の時も必ず引き綱（リード）をつけましょう。

◎むだ吠えさせない

散歩に連れて行かなかつたり、不衛生な環境で飼っていると、ストレスから吠えやすくなります。むだ吠えは近所の人々の生活や睡眠の妨げになります。むだ吠えさせないために、日頃から朝晩30分程度は、散歩などの運動をさせてあげて、衛生的な環境で飼うようにしましょう。



一部の飼い主の無責任な行動が、他の飼い主さんに迷惑をかけ、犬嫌いの人を増やすことにつながっていることを忘れないでください。

蜂用防護服を貸出します

9月はスズメバチやアシナガバチの動きが最も活発になる時期です。夏から秋にかけて、働きバチがどんどん増えていきます。働きバチが多くなるほど、外敵に対する攻撃性は高くなり、危険性も大きくなります。実際に、ハチ刺され事故は8、9月に集中しています。

上島町では、蜂用防護服の貸出しを行っています。貸出しは予約制となっていますので、希望される方は下記の事項にご留意のうえ、各総合支所担当課へご連絡ください。

■貸出対象者 ○町内に在住している方 ○町内に在勤している方 ○町内に不動産を所有している方

※ただし、営利目的での使用者は対象外です。

■使用場所…町内に限る ■貸出費用…無償 ■貸出期間…2日間まで

※蜂用防護服は、蜂の攻撃から人体を完全に防護するものではなく、あくまで補助的機能を果たすものですからご注意ください。

※万が一、蜂用防護服を使用中に、不測の事故が生じましても、町は責任を負えませんので、あらかじめご了承ください。



【問合せ先】 弓削総合支所 生活事業課 (0897) 77-2500(代) 生名総合支所 住民課 (0897) 76-3000(代)
岩城総合支所 住民課 (0897) 75-2500(代) 魚島総合支所 住民課 (0897) 78-0011(代)

『振り込め詐欺』にご用心

いわゆる「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」の三つの詐欺を合わせて『振り込め詐欺』といい、預貯金口座に現金を振り込ませる詐欺のことです。最近の例では、こんな話があります。

- 息子をかたり「会社の金を使い込んでしまったが、今なら示談にできるからすぐにお金を振り込んで欲しい。」と言われた親が慌てて現金を振り込んでしまった。
 - 娘が教員をしているが、勤務先の教頭と名乗る人から「娘さんが生徒に怪我をさせてしまった。示談で済ませたいなら、250万円を用意するように」と電話がかかり教頭役・校長役・弁護士役等数人がかりで、驚いている親からいろいろな情報を聞き出し話をうまく合わされた。幸い娘と連絡が取れ騙されていることがわかった。
 - 税務署職員を名乗る人から「平成18年度の税金をもらいすぎていたので2万7千円返します。」と電話があったが、たまたまテレビ放送で『振り込め詐欺』の手口について見ていたので、「テレビで見ましたよ。」と言うと電話が切れた。テレビや新聞で対策が報道されると、その裏をかくように新しの手口が登場します。
- また、高齢者を不慣れたATMに誘導して、現金を振り込みさせる手口も発生しています。

『振り込め詐欺』にあわないための注意点

- すぐに現金の振込みを要求するものは要注意！
- 電話を切った後、事実確認をすること（冷静になって考える）
- すぐに振り込まない、一人で振り込まない
- ほかの家族に相談する（ふだんから家族との連絡を密にする）
- 万一お金を振り込んだ後に騙されたと気がついたら、すぐに振り込んだ金融機関に連絡し、口座の凍結を依頼し、警察にも被害届を出す。

〔消費生活に関する相談窓口〕

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700

岩城総合支所 産業振興課 TEL 75-2500

生名総合支所 産業建設課 TEL 76-3000

弓削総合支所 せとうち交流館 TEL 77-2252

魚島総合支所 産業建設課 TEL 78-0011



町・交通安全協会からのお願い！ 迷惑駐車・無断駐車は やめましょう！

町内において、道路の路肩、公共空地・公共施設などへの迷惑駐車・無断駐車が数多く見受けられます。

道路の路肩に車が駐車されていると道路の安全な通行に支障を来し、交通事故の原因にもなります。また、公共施設などへの無断駐車は公共施設等を利用される方が駐車出来なくなります。

道路、公共施設等は町民みなさんの施設です。

自分の車は、自分が確保した駐車場に駐車し、他の人達へ迷惑のかからないようにしましょう。



年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額お支払いするための、年金時効特例法が制定され、平成19年7月6日から施行されています。

今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払いしていました。

これからは、年金時効特例法の成立により、全期間さかのぼってお支払いします。

■対象となる方

1. 既に年金記録が訂正されている方

- ①年金記録の訂正により年金額が増えた方
- ②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たにお支払いすることとなった方
- ③①や②に該当する方が、亡くなっている場合には、そのご遺族の方

2. 今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金額が増える方

※詳しくは、お近くの「社会保険事務所」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165までお願いいたします。

「災害に強いまちづくり」の実現に向けて 地域防災リーダー「防災士」の研修会開催！

7月28日消防庁舎大ホールにおいて町内防災士の資質向上と防災活動の意見交換を目的に第1回目の「上島町防災士研修会」が行われました。座談会では「自主防災組織のあり方や防災訓練の課題など」が話題にのぼり、実技講座では昨年変更になった心肺蘇生法やAED、消火器の使用法、消火栓のしくみ等を受講しました。



心肺蘇生法・AED講習



消火器の使用法講習



消火栓のしくみ講習

■町内在住のアマチュア無線愛好者の皆さんへ 登録にご協力ください

町では、地震等の災害時における情報通信手段の1つとしてアマチュア無線の活用を検討しています。そこで、町内に在住し災害時に協力が可能なアマチュア無線局を開局している方、開局はしてないが免許を持っているという方は、次の事項を消防本部までご連絡ください。

- ◎無線局を開局の方…住所・氏名・電話番号・従事者免許番号・コールサイン
- ◎免許のみ取得の方…住所・氏名・電話番号・従事者免許番号
- ※連絡・問合せ先 上島町消防本部 総務予防課 TEL 77-4118



ETC車限定 本州四国連絡高速道路 料金割引 社会実験のお知らせ

平成19年8月20日(月)開始

この社会実験は、物流の効率化及び観光振興の観点から、本四道路の料金割引効果を検証するものです。
※実験の終了時期はホームページなどでお知らせいたします。

■西瀬戸自動車道(しまなみ海道) 8月25日(土)から割引適用

実施時間 土・日・祝日 昼間(午前9時～午後5時)

○実施時間内に本四道路の入口又は出口料金所を通過してください。

対象車種 「普通車」「軽自動車等」 20%OFF!

○ETC特別割引は重複適用されません。

■神戸淡路鳴門自動車道/瀬戸中央自動車道(瀬戸大橋) 8月20日(月)から割引適用

本州と四国間の直通走行と淡路島内区間走行が割引対象です。

実施時間 夜間(午前0時～午前4時)

対象車種 「大型車」「特大車」 30%OFF!

○実施時間内に本四道路の入口又は出口料金所を通過してください。

○ETC特別割引は重複適用されません。

※料金に関する問合せ先「JB本四高速(株)」TEL.078-291-1033 (9:00~17:30)